

鳥羽市議会運営委員会会議録

平成31年3月27日

○出席委員（6名）

委員長 世古安秀

委員 戸上健

委員 坂倉広子

議長 浜口一利

副委員長 山本哲也

委員 尾崎幹

委員 坂倉紀男

副議長 木下順一

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・寺田総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水敏也

書記 中山真緒

次長  
兼庶務係長 上村純  
兼議事係長

(午後 0時17分 開会)

○世古安秀委員長 本会議に引き続きお疲れさまです。

ただいまから、議会運営委員会を開催いたします。

早速ですが、平成31年3月29日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。  
総務課長。

○寺田総務課長 総務課、寺田です。よろしく申し上げます。

それでは、平成31年3月29日会議に提出をいたします議案について説明させていただきます。

提出議案一覧表のほうをごらんください。

まず、議案第55号、平成31年度鳥羽市一般会計補正予算(第1号)の予算議案1件と、それから諮問第3号、人権擁護委員の推薦についての人事案件1件の計2件を上程、それから、追加議案としまして、議案第56号から議案第58号の条例議案3件の計5件を上程させていただきます。

議案の概要については、次のページのほうをごらんください。

議案第55号、鳥羽市一般会計補正予算(第1号)でございますけれども、補正予算書の2ページにありますように、きょうの予算委員会でも企画財政課長のほうから説明ありましたけれども、債務負担行為補正でございます。

それから、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、3月7日の全員協議会でご説明させていただきました人事案件でございます。

それから、次に、日切りの関係で議案第56号、鳥羽市市税条例等の一部改正について、こちらは税務課ですけれども、提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。

主な内容ですけれども、市民税では、一つ目が住宅ローン控除、平成31年10月1日から平成32年12月31日入居分について、現制度において住宅ローン控除額が所得税額を超える場合、控除し切れない額を市民税から控除しております。消費税率引き上げに伴う対応として、住宅ローン控除期間を3年間延長する法改正に伴い、市民税からの控除も同期間延長するものでございます。こちらは全額国費補填となっております。

二つ目に、寄附金税額控除、平成31年6月1日施行ですけれども、法改正に合わせまして、基準に適合する地方公共団体をふるさと納税の対象として指定する旨の規定を加えております。

次に、三つ目ですけれども、非課税の範囲でございます。平成33年分以後の市民税に適用されます。児童扶養手当の支給を受け、かつ、前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を非課税とする内容を規定しております。

次に、軽自動車税です。一つ目がグリーン化特例の見直しということで、平成31年4月1日施行でございます。取得した翌年度に受けられます軽自動車税の軽減を次の年度まで延長するというので、電気・天然ガス自動車については75%軽減で平成35年度まで、それから2020年の規制プラス、それに30%達成しておりますと50%軽減、これは平成33年度までです。それから、2020年度基準にプラス10%達成し

ておりますと25%軽減で、こちらも33年度までとなっております。

二つ目としまして、環境性能割の臨時的軽減、平成31年10月から平成32年9月末取得分ですが、消費税率引き上げに伴う対応として、燃費基準値達成度に応じて決定される税率、非課税1%、2%を1%分軽減することとなっております。こちらについても全額国費補填となっております。

主なものはこういうところです。

次に、議案第57号でございます。都市計画税条例の一部改正について、こちらも提案理由が同じでございます。

主な内容ですが、平成31年4月1日施行で、法附則第15条における項のずれ等の改正でございます。

次に、議案第58号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、こちらは市民課ですが、提案理由は同じでございます。

主な内容ですが、平成31年4月1日施行で、まず一つ目に課税限度額の見直しです。基準課税額が58万円を61万円。

それから、二つ目に軽減判定所得の見直しですが、7割軽減基準額、これは現行と同じ33万円でございます。5割軽減基準額は、現在33万円プラス27万5,000円掛ける被保険者となっておりますが、こちらを33万円プラス28万円掛ける被保険者に改正を行います。それから、2割軽減基準額、こちらは現在33万円プラス50万円掛ける被保険者数となっておりますが、こちらを33万円プラス51万円掛ける被保険者数に改正するものでございます。

なお、議案第56号から議案第58号の条例議案につきましては、提案理由にありますように地方税法等の一部を改正する法律等が国会で可決された後、提案させていただく予定ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○世古安秀委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、議案の上程等について事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○清水事務局長 それでは、本会議の日程等についてご説明いたします。

3月29日の会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長から説明のありましたとおり5件が上程されます。また、議会改革推進特別委員会の報告がございます。

次に、お手元の議事日程案をごらんください。

日程第1、会議録署名議員の指名の後、日程第2の議案第55号の平成31年度鳥羽市一般会計補正予算(第1号)と日程第3、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての人事案件の諮問1件を上程し、提案者の趣旨説明がございまして、趣旨説明の後、議案精読のための暫時休憩を挟みまして、議案に対する質疑を行います。

補正予算につきましては、債務負担行為の設定についてのみでございます。このことは、本日の予算決算常任委員会において委員の皆さんに説明されておりますことから、予算決算常任委員会への付託を省略させてい

ただくことをご提案させていただきます。

人事案件につきましては、委員会付託を省略し、質疑を行うが、討論は行わないとありますので、このように取り扱いをさせていただきます。

質疑が終了しましたら、そのまま表決となります。

次に、日程第4、議会改革推進特別委員会の報告です。このことにつきましては、4月に任期満了となりますので、これまでの特別委員会を設置してさまざまな改革を実施してまいりましたので、その4年間の取り組みの結果について委員長より報告いたします。

次に、上程予定の鳥羽市市税条例等の一部改正議案等の3議案につきましては、国の平成31年度税制改正法案の成立に伴う条例の一部改正でありますことから、現段階ではまだ確定はしておりませんが、参議院での可決いかんにより本会議の再開時刻が左右されますので、ご承知おき願います。

よって、参議院の状況を見て追加上程となりますので、その間は暫時休憩となりますが、万が一可決がされず翌日になる場合には自然散会となり、改めて会議を招集、再開することになりますので、ご理解願います。

追加上程された3議案につきましては、趣旨説明の後、議案精読のための暫時休憩を挟みまして議案に対する質疑を行います。各条例改正議案につきましては、国の税制改正に伴う条例の一部改正でありますことから、委員会付託を省略し、討論、表決となります。

質疑につきましては、本来、前日の正午までに通告をしていただくようになってはいますが、国会の審議状況が不明であり、議案書の到着がどの時点になるか判断がつかないことから、議案到着の状況を見てお知らせをしたいと思っております。

以上、よろしくご審査のほどお願いいたします。

○世古安秀委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことにつきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

事務局長が諮っていただきたいのは、補正予算について委員会付託を省略するということにつきまして、皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますけれども、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、事務局長の説明のとおりにしたいと思います。

それでは、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、お諮りいたします。

議案等の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案等の取り扱いについては、そのように決定いたします。

続きまして、議案第55号、平成31年度鳥羽市一般会計補正予算(第1号)について、議案第56号、鳥羽市市税条例等の一部改正について、議案第57号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正について、議案第58号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についての4件については、委員会付託を省略したいと考

えます。これに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第55号から議案第58号の4件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

ご協議いただくことは以上です。

これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。ご苦勞さまでございました。

(午後 0時29分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成31年3月27日

議会運営委員長 世古安秀